

平成 14 年 11 月 29 日

中央卸売市場

### 青果部卸売業者に対する農林水産省の検査について

盛岡市中央卸売市場青果部卸売業者である株式会社岩果（以下「㈱岩果」という。）に対し、卸売市場法（以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣名により卸売業務の一部の停止を命じる処分が平成 14 年 11 月 21 日付けで発出された。この処分により、㈱岩果は平成 14 年 11 月 26 日から当分の間、卸売業務のうち出荷者等から卸売のために青果物の販売の委託を受け、又は買い受けること（集荷業務）ができなくなった。

㈱岩果の処分については、平成 13 年度に実施された同社に対する農林水産省による検査等において、委託物品の販売における売買仕切書の作成に当たり、単価、数量、金額等の数字の異なる二種類の売買仕切書を作成し、このうち特定の出荷者に対して販売原票の記載内容と一致しない売買仕切書を送付していたこと、法に定める財務の基準を満たしていないことが判明したものである。

このため、同省では、㈱岩果に対し、出荷者との間における売買取引の内容の事実関係について確認を行うよう求めるとともに、法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、業務及び会計並びに財務に関して改善措置をとるべき旨の命令を発出し、適正な措置を講じるよう求めていた。

㈱岩果では、前記の命令に基づき、業務運営及び財務に関する改善計画を作成し、その実行状況等について農林水産省に報告したが、その内容については適切な対応がなされたとは認められないものであったことから、今回の処分の発出に至ったものである。

#### 添付資料

- 【資料 1】 青果部卸売業者に対する処分
- 【資料 2】 農林水産省の青果部卸売業者に対する検査等の経過
- 【資料 3】 平成 4 年度以降の検査指導状況
- 【資料 4】 盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議

## 【資料1】

### 青果部卸売業者に対する処分

農林水産省は平成14年11月21日、盛岡市中央卸売市場青果部卸売業者の(株)岩果に対し、法第49条第2項の規定に基づき、卸売業務の一部の停止を命じる処分を発出した。

処分理由は、法第51条第2項及び第3項の規定に基づき同年7月22日付けで農林水産大臣名により発出された、同社に対する業務及び会計並びに財務に関する改善措置の命令が履行されなかったことによるもので、必要な改善措置をとるべき旨の命令に違反したことにより、同処分に至ったものである。

(株)岩果の業務運営及び財務等に関して、農林水産省から適切な改善措置を講じるよう指摘を受けた事項、同社における対応、開設者の指導内容等の状況は次のとおりである。

### 記

#### 1 処分の原因となった事項

委託物品の販売における売買仕切書の作成に当たり、単価、数量、金額等の数字の異なる二種類の売買仕切書を作成し、このうち特定の出荷者に対して販売原票の記載内容と一致しない売買仕切書を送付していたこと

(株)岩果においては、青果物の販売の委託を受けた出荷者に対し、本来販売原票と一致した売買仕切書を送付すべきところ、販売原票と一致しない売買仕切書を送付していたものである。

このことにより、販売金額と出荷者への送金額に差が生じることとなるが、これについて岩果は、出荷者との間で通常の売買取引（買付）を行っていたものを委託品の取扱で処理していたために、出荷者との間で取り決めた価格で作成した仕切書と市場で売った価格で作成した仕切書の二種類の売買仕切書が存在したものであるとしている。

また、(株)岩果において、小分けパッケージなど付加価値をつけて販売した商品については、その手数料を買受人に対し別途請求すべきところ、商品価格に上乗せした形で請求していたため、商品の価格を記載した出荷者に対する仕切書と、手数料を上乗せした価格を記載した仕切書の二種類の売買仕切書が存在したものであるとしている。

## 法に定める財務の基準を満たしていないこと

法第 20 条の規定による純資産額の定期報告（会社の財産状況を示す書類の提出）において、(株)岩果の平成 14 年 3 月末の財務状況が、法第 51 条第 2 項に定める基準（流動資産の流動負債に対する比率（流動比率）が 100%以上）を満たしていなかったものである。

### 2 改善措置命令の内容

平成 14 年 7 月 22 日に発出された法第 51 条第 3 項の、業務における改善命令は、二種類の仕切書が存在し、販売原票と異なる仕切書を送付した出荷者に対し、(株)岩果が行ったその取引の内容を改めて通知することにより、未払金があるか否かの確認を求め、未払金に対する支払いの請求があった場合には支払いを行うことである。

また、法第 51 条第 2 項の、財務における改善命令は、法に定める財務の基準を満たすため、財産の健全性を確保するための合理的な改善計画を作成し、直ちに実行することである。

### 3 開設者による指導

開設者においては、平成 13 年 9 月の検査以降、指摘された事項について指導を行い、その多くは改善が図られたものである。

問題となった業務処理については、買付品の取扱については買付品の業務処理を行うよう指導し、買受人に対する付加価値をつけた商品の請求については、商品に上乘せせず別途請求するよう指導を行ってきた。その結果、平成 14 年 5 月に提出された改善報告書では改善が図られたとの報告であった。

しかし、平成 14 年 7 月の農林水産省の改善命令は、当該取引のあった出荷者に対して取引内容を明示した文書の通知により未払金の存在の確認を行うとのことであり、(株)岩果はこれを履行しておらず、開設者としても国の命令に従うよう、厳しく指導を行ってきた。

財務についても、財務の健全化に向けた計画を作成し、これを直ちに実行するよう指導を行い、平成 14 年 7 月の改善命令以降も、引き続き健全化に向けた実効性のある計画の作成とその実行を、厳しく指導してきたものである。

#### 4 (株)岩果における対応

平成14年6月に行われた農林水産省の特別検査において、(株)岩果は、平成14年5月に提出した検査指摘事項改善報告書で、すでに改善したとして報告していた買付品の取扱について、二種類の仕切書は存在していなかったものの、未だ委託品の処理を行っていたものが確認されたものである。

また、平成14年7月の改善命令以降、当該取引のあった出荷者に対して確認は行っているものの、開設者の指導に反し、取引内容を明示した文書による確認がなされなかったため、農林水産省においても改善命令に対し、適切な対応がなされたと認められなかったものであったため、今回の卸売業務の一部停止を命じる処分にまで至ったものである。

#### 5 処分の内容等

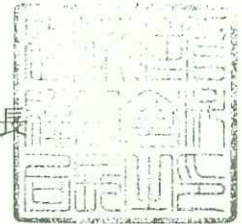
処分の内容は、出荷者から卸売のために販売の委託を受け、又は買い受ける業務（集荷業務）の停止で、期間は平成14年11月26日から前記の改善措置命令が適切に履行されたと認められるまでの間で、最長1年までとなっている。



14総合第4261号  
平成14年11月21日

盛岡市長 殿

農林水産省総合食料局長



中央卸売市場青果部卸売業者に対する処分について

卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保する必要があると認められたため、卸売市場法（以下「法」という。）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、貴中央卸売市場において青果物の卸売業を営む株式会社岩果（以下「㈱岩果」という。）に対し、平成14年7月22日付けで農林水産大臣より、業務及び会計並びに財務に関する改善措置命令を発出し、適正な措置を講じるよう求めてきたが、㈱岩果から平成14年9月20日付けで提出のあった報告書等の内容を精査したところ、適切な対応がなされたとは認められないものであったことは極めて遺憾である。

このため、㈱岩果に対し、法第49条第2項の規定に基づき、農林水産大臣名により、平成14年11月26日から上記の改善措置命令が適切に履行されたと認められるまでの間、卸売業務のうち集荷業務の停止を命ずる（販売及びその代金回収などは、出荷者の利益を考慮して、既に集荷している分だけについて継続させる）等の旨の処分を別添のとおり発出したので御了知の上、貴市場と取引のある出荷者及び市場関係者等に対する周知の徹底を図られたい。

なお、㈱岩果に代わって行う取扱物品の集荷・販売業務及び卸売代金の決済事務等の実施にあたっては、出荷者及び買受人等に影響を及ぼすことがないように必要な万全の措置を講じるなど遺漏なきよう対応されたい。

おって、㈱岩果の上記改善措置命令の実行状況等を逐次、農林水産省あて報告するとともに、平成14年11月22日からの取引状況を別紙様式により別途指示のあるまでの間、報告願いたい。

【資料2】

農林水産省の青果部卸売業者に対する検査等の経過

年月	検査等の経過
<p>平成13年 9月</p>	<p>○農林水産省及び東北農政局による、(株)岩果に対する合同検査の実施 → 業務の一部において不適切な事務処理が存在したほか、財務についても指摘事項があった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査における指摘事項を改善するよう厳しく指導し、指摘事項の多くは改善される。不適切な事務処理についての実態の把握</li> <li>・ 国の指示により、(株)岩果に対し追加資料の提出を求めながら、引き続き指導を行う。</li> </ul>
<p>平成14年 3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>	<p>○東北農政局より検査結果指摘書の交付 (1か月以内に、検査指摘事項について改善を図るとともに、改善報告書を作成し、提出すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き指摘事項の改善を指導するとともに、改善報告書の作成についての指導を行う。</li> </ul> <p>○検査指摘事項改善報告書の正確性を期すため、また改善を図るために期間を要する事項があったため、東北農政局に対し、(株)岩果の改善報告提出期限延期願い提出 → 受理</p> <p>○東北農政局に対し、(株)岩果の検査指摘事項改善報告書提出</p> <p>○改善報告書を受け、農林水産省総合食料局による、(株)岩果に対する改善状況確認の特別検査実施 → 改善したとされていた業務処理の一部において、改善が図られていなかった。</p> <p>○(株)岩果の、平成14年3月末日の純資産額の定期報告において、卸売市場法に定める財務基準を下回る</p>

年月	検査等の経過
<p>平成 14 年 7 月</p> <p>9 月</p> <p>10 月</p> <p>11 月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別検査の指摘事項の改善指導、財務の改善指導、開設者独自の改善確認調査を約 2 週間に 1 度実施</li> <li>○(株)岩果に対し、改善措置命令処分前の弁明の機会の付与 (10 日以内) (株)岩果は弁明せず)</li> <li>○農林水産省から、(株)岩果に対し改善措置命令 (2 か月以内に、出荷者に対する未払金の確認、財務の改善計画の作成を実施すること)</li> <li>・ 出荷者に対し未払金の確認を行うよう指導し、財務については健全化に向けた計画の作成の指導をするとともに、計画の中で実行できるものは速やかに行うよう厳しく指導</li> <li>○農林水産省に対し、(株)岩果の改善命令に係る報告書・計画書提出 → 適切な対応がなされたとは認められないと判断された</li> <li>・ 出荷者に対し未払金の確認を行うよう再三にわたり指導し、財務についても引き続き健全化に向けた計画の作成の指導をするとともに、計画の中で実行できるものは速やかに行うよう厳しく指導</li> <li>○(株)岩果に対し、処分前の弁明の機会の付与</li> <li>○(株)岩果から、農林水産省に対し弁明書の提出 (12 日) → 出荷者に対し確認を行ったとして弁明をしているが、その内容が不十分であった</li> <li>○改善命令が履行されなかったとして、(株)岩果に対し卸売業務の一部 (集荷業務) 停止処分の通知 (21 日)</li> <li>○卸売業務の一部 (集荷業務) 停止処分 (26 日)</li> </ul>

【資料3】

平成4年度以降の検査指導状況

年 度	検 査 指 導 状 況
平成4年度	<p>○開設者による検査</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託物品の販売において、販売原票と売買仕切書の単価が異なるものがあった。</li> <li>・販売原票の訂正方法、買付け稟議書、請求書の不添付など事務手続上の不備があった。</li> </ul> <p>処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業務の停止2日</li> <li>・せり人登録取り消し(4名)ほか</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳正な業務執行体制の確立を図るよう、また販売原票の厳正な管理と売買仕切りの確実化ほかについて厳重に指導を行った。</li> </ul>
平成5年度	<p>○開設者による検査(平成4年度の事後指導検査)</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売原票の訂正方法に誤りがあった。</li> <li>・商品に痛みがあった場合の事故処理に不備なものがあった。</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理上の不備であり、厳重に注意を行った。</li> </ul>
平成6年度	<p>○東北農政局による検査</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売において開設者に提出すべき書類の提出がないものがあった。</li> <li>・(せり、相対の販売方法の変更申請)</li> <li>・事故処理の手続に不備なものがあった。</li> <li>・委託物品を買付け物品として取り扱っていると思われるものがあった。</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理上の不備について厳重に注意を行った。</li> <li>・開設者による事後検査と指導を要するとして、平成7年2月から8年3月まで5回、事後指導の特別検査を実施し改善措置を指導した。</li> </ul>



年 度	検 査 指 導 状 況
平成 7 年度	<p>○開設者による検査</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務運営に関し、営業部門と管理部門とに相互けん制が的確に行われていない等管理運営体制が不備であった。</li> <li>・荷受時の検収、買付の社内稟議、販売原票の訂正、事故処理など事務手続上不備なものがあった。</li> <li>・在庫管理において台帳への記録が不十分なものがあった。</li> <li>・出荷奨励金の支出に限度額を超えるものがあった。</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査指摘事項の重要性を認識し、厳正なる対応を図るよう厳重なる指導を行った。</li> </ul>
平成 9 年度	<p>○開設者による検査</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多額な借入金等健全な財務運営に支障を来たしているので改善を図ること。</li> <li>・会社の経営について、社内規程が守られていない等経営体質に問題があるので改善を図ること。</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長以下取締役から再三にわたるヒヤリングを行い、改善計画の不備なども指摘しながら財務の健全化に向け厳しい指導を行った。</li> </ul>
平成 10 年度	<p>○開設者による検査</p> <p>主な指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売原票の記載方法、事故処理の手続に不備な点が見られた。</li> <li>・長期在庫など財務管理に不備な点が見られるので適切に行うこと。</li> </ul> <p>業務指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長以下取締役から再三にわたるヒヤリングを行い、事務処理上で軽微な点については直ちに改善をすること、また、財務の改善についても早急に行うようさらに厳しく指導した。</li> </ul>

【資料4】

盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議

設置年月日： 平成14年11月25日

構成団体・委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
岩 手 県	農林水産部流通課長	得 田 啓 史	
全国農業協同組合連合会 岩 手 県 本 部	副 本 部 長	小 林 英 男	
丸毛盛岡中央青果株式会社	代表取締役社長	吉 田 武 志	
盛岡青果卸売協同組合	理 事 長	米 内 征 四 郎	
盛岡青果商業協同組合	理 事 長	山 口 忠	
開 設 者(盛岡市)	市 長	桑 島 博	代表
	産 業 部 長	小 野 功	
	市 場 長	照 井 紀 典	

## 盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議活動計画

市民，県民に対する青果物の安定供給を確保するため，盛岡市中央卸売市場関係者及び関係団体等が一丸となり，有効な集荷対策を講じる。

このため，関係機関等の協力・支援により，青果物の安定集荷の実現に向けた強力な集荷体制を確立し，青果物の安定供給の確保を図るものとする。

### 主な活動計画

- 1 産地等への出荷要請
  - ・文書による要請
  - ・産地訪問による要請
- 2 集荷及び販売に係る情報交換
  - ・産地からの情報収集
  - ・市場内関係業者間の情報交換
- 3 その他集荷に係ること

平成14年11月25日

(写)

出荷団体 各位

盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議

代 表 盛岡市中央卸売市場開設者

盛岡市長 桑 島 博

### 青果物の出荷に関する要請書

晩秋の候 貴台におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、青果物の出荷につきましては、日ごろから格別なるご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当市場青果部卸売業者の(株)岩果が、農林水産大臣から集荷業務停止の処分を受け、出荷団体及び生産者の皆様には多大なるご心配やご迷惑をおかけしているとともに、当市場内業者においてもこの年末を迎え不安を隠せない状況にあります。

このような事態に対し、青果物の円滑な集荷を行い生鮮食料品等の安定供給を確保するため、関係機関・団体による「盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議」を設置し、集荷対策に取り組むことといたしました。

申すまでもなく貴出荷団体の青果物は、盛岡市民をはじめ岩手県民の毎日の食生活に深く浸透しており、1日たりとも欠くことのできない重要な生鮮食料品と認識しております。

つきましては、これまで出荷いただいております貴団体の優良な青果物を、これまで以上に当市場青果部卸売業者であります「丸モ盛岡中央青果株式会社」に出荷賜りますようお願い申し上げます。

盛岡市中央卸売市場青果部緊急集荷対策会議構成団体

岩 手 県

全国農業協同組合連合会岩手県本部

丸モ盛岡中央青果株式会社

盛岡青果卸売協同組合

盛岡青果商業協同組合

盛 岡 市

事務局：盛岡市中央卸売市場業務課  
〒020-8567 岩手県盛岡市羽場 10-100  
TEL 019-614-1000, FAX 019-614-1020

(写)

14 盛市業第 174 号  
平成 14 年 11 月 22 日

出荷団体あて

盛岡市中央卸売市場開設者  
盛岡市長 桑 島 博

青果部卸売業者の農林水産大臣処分及び青果物の継続出荷について（お願い）

晩秋の候 貴台におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、青果物の出荷につきましては、日ごろから格別なるご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当市場青果部卸売業者の株式会社岩果が、卸売市場法第 49 条第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣から、平成 14 年 11 月 26 日以降、業務及び会計並びに財務に関する改善措置命令が適切に履行されたと認められるまでの間、集荷業務停止の処分を受けることになりました。

出荷団体及び生産者の皆様には多大なるご心配、ご迷惑をおかけすることとなり衷心よりお詫び申し上げます。

開設者といたしましても、このたびの処分を誠に遺憾かつ重大なことと受け止め、今後の市場運営に万全を期して参ります。

つきましては、これまで株式会社岩果へ委託物品として出荷いただいております貴団体の青果物について、当市場青果部のもう一社の卸売業者であります「丸モ盛岡中央青果株式会社」に出荷賜りますようよろしくお願い申し上げます。

盛岡市中央卸売市場開設者をはじめ、青果部卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関係団体が一丸となり、中央卸売市場の使命である生鮮食料品の安定供給のため、一層努力して参る所存でありますので、当市場への貴団体青果物の出荷につきまして、何卒ご継続賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

担当 盛岡市中央卸売市場  
〒020-8567 岩手県盛岡市羽場 10 地割 100  
TEL 019-614-1000, FAX 019-614-1020

参議院農林水産委員会の概要（平野達男議員の質問）

日 時 平成14年11月28日（木）

午前10時00分～13時30分

（平野議員）

- ・ 先頃、農林水産省が、盛岡にあります中央卸売市場にある卸売業者岩果に対して出された処分に関連して何点か伺いたい。
- ・ 今回の件については先の財政金融委員会にて西藤局長にだいたい質問したが、配布した資料（2枚）の1枚目は先般だされた処分に関してのプレスリリース資料であり11月26日から最長1年間に関して業務を停止するという処分内容が記してあり、岩果は本日、自己破産申告を出している。
- ・ なにがあったかということが2枚目に説明してあり、概要は、「生産者」、「出荷者」と今回処分を受けたのは青果物を扱っていた「卸売業者」があり、青果物が出荷者から卸売業者へ荷受をされ、ここでせりあるいは相対で入札をかけ契約が成立する。例えば、リンゴ10ケースと想定して単価500円でせり落とされたとするとは5万円の売買が成立し、販売原票が作成され5万円の内容の仕切書ができる。
- ・ 今回、取りざたされているのは仕切書の改ざんという事件であり、業界用語で減仕切、増仕切という2種類があるが、減仕切については単価5000円でせり落とされても4500円でせり落とされたという様な仕切書にし、増仕切については単価5000円でせり落とされても5200円なり5300円、要するに落とされた単価より高い単価で原票を作成し、その中に利潤もしくはマイナスがでてくる。特に問題になるのがこの減仕切であり、ここには不当利潤が発生し、この不当利潤は本来、出荷者を通じて生産者に払わなければならないお金である。この様なことが、なぜ起こったかという問題と同時に、仕切書の改ざんが、2年半あるいはそれ以前から行われていた可能性があり、全体の3分の1くらいの仕切書の改ざんをやっていた可能性があるとの説明であったが、この仕切書の改ざんがなぜ簡単にできるのか、チェック体制についてどのようになっていたのか説明願いたい。

（西藤総合食料局長）

- ・ ご指摘のとおり、中央卸売市場の卸売業者の業務において確実な仕切りを行う事は市場信用確保の観点から極めて重要なことであり、国としては、かねてから卸売業者の内部でのチェック機能が働くように販売原票と売買仕切書は異なる部署で作成して、かつ相互の記載内容が一致しているかどうかをさらに他の部署が照会点検できる体制を整備するよう開設者を通じて指導してきてい

る。

- ・ また、国または開設者が行う立ち入り検査においても適正な仕切りが行われているかどうかを検査の重点項目の一つとして対応してきている。
- ・ しかしながら、今回このような状況が生じているわけであり、今後ともこのような措置や検査の態勢、内部での監査体制を通じて適正な対応ができるよう対処していきたい。
- ・ 特に今回の事案を受け、これまでも情報提供に努めてきているが、改めて関係者に対してチェック体制の強化を図るよう再度周知徹底をはかっていきたい。

(平野議員)

- ・ 今の説明では内部で行っているチェックとのことであるが、今回はそのチェック機能が働いていなかったことだと思う。
- ・ 特に卸売業者につきましては市場に1社から2社と少ないため競争ができる状況になく、出荷者が卸売業者を選択する幅があるわけではなく、不正経理のうわさがあっても卸売業者を選択できない。逆に言えばそれだけの特権を与えられているわけであり、本来であれば自己でチェックするのは当然であるが、チェックできていないとすればチェック体制を、自己にチェックを行わせるだけでなく開設者なり県なりがチェックするという仕組みの導入が必要かと思う。
- ・ 今回問題になるのは不当利潤であり、この不当利潤がどこにいったかということであるが、これは収支決算書にもでてこないし、当然バランスシートにも出てこない。これは、本来、生産者に戻るべきお金であり、誰がどのような責任をもって明らかにするのか。追求していくと横領という話にもなり司直の力を借りる形になるが、まず、行政として誰がどのような手段で確認するのか農水省の見解を伺いたい

(西藤総合食料局長)

- ・ 若干、経過的になるが、昨年9月の立ち入り検査で売買仕切書が適切に作成されていない疑いがあり売買仕切書の提出を求めたところ平成11年4月以降に全体の3分の1に相当する事案について関係がはっきりしないため、当事者に確認をするよう命令をしてきたが、実行されずにいる。
- ・ 岩果に対して関係する出荷者の取引内容を改めて通知し、未払い金があるか否か確認を求め、請求があった場合支払いを行うとの改善命令を出してきたが、従われていない状況であり、未払い金の有無および支払いができない状況にある。
- ・ また、岩果は盛岡地方裁判所に対し自己破産の申し立てを行い、今後、盛岡地方裁判所が破産宣告を行うか否かの判断が行われることになるが、仮に破産宣

告を行われた場合、破産法に基づき管財人により未払い金を含めた岩果の債権の確定、保全された資産からの配当の支払いとなる。この間の情報を、関係者に周知徹底して情報提供をしていく。

- ・ かつ盛岡市にも要請して相談窓口を開設し関係者に対する情報開示に努めているところである。

(平野議員)

- ・ ぜひその様に進めていただきたい。
- ・ 3番目の質問に入るが、仕切書の改ざんをどうしてチェックできなかったかという根本の問題があると同時に、債権比率（流動比率）の点、要するに非常に借金が多い、バランスシートに問題が多いともう一つ指摘されているがなぜそれがチェックされてこなかったのか。
- ・ 聞くところによると卸売業者が不正経理をしているという噂があったとのことだがなぜ放置されてきたのか。
- ・ 検査態勢との関係もあるかと思うが、卸売業者という半分公共性のある組織ということにも鑑みこの間の経緯に関して、農水省がBSEの際に出した報告書に準じたものを、開設者になるか県になるかわからないが第三者組織にゆだねて作成し経緯を明らかにしておく必要があると思うがいかがか。

(西藤総合食料局長)

- ・ 国の岩果に対する検査、あるいは開設者による検査、過去にも指摘する事案はいくつかあったが開設者を通じて集中的に特別検査として平成7年、8年にかけて検査を行い、その後も検査を実施してきた。
- ・ しかし、結果的に昨年度の国の検査のなかでこういう事案がでてきた。
- ・ 今後、債権、債務関係、実体について法的手続きがとられる状況になってきているので、その状況を見守りながら、いずれにせよ、今回の事案に対して国として得られる限りの情報を関係者に開示することによって市場関係者の今後の管理体制の充実に活かしてしていくため情報開示に努めていきたい。

(大島農林水産大臣)

- ・ 岩果の問題について、議員の質問を受けているところであるが、市場が不公正であっても、不透明であってはならない。これを機に、原因、経過を分析しながら二度と起こらないようにしていかなければならない。
- ・ そのためになにができるかということをしつかりと受け止めて考えていかなければならないと考えている。
- ・ この問題を処理できればという捉え方ではなくてそういう思いでこの問題に対応していきたい。



(平野議員)

- ・ 冒頭に申し上げるべきであったが、今回の処分で市場が非常に混乱すると心配したが、この点に関しては開設者、農水省の努力により、もう一社の丸モがすべて荷受けをするということで今の段階ではほとんど混乱が無くなっている。という点については敬意を表し、感謝したい。
- ・ 原因をはっきりして再発防止に努めていただきたいと願います。

参議院財政金融委員会の概要（平野達男議員の質問）

日 時 平成 14 年 11 月 26 日（火）  
午後 3 時 10 分～3 時 30 分

（平野議員）

- ・ 農林水産省が出した岩手県の中央卸売市場青果部卸売業者「株式会社 岩果」に出した処分、営業停止命令について伺いたい。
- ・ 資料（プレスリリース）の 5 番目にあるが、処分は最長 1 年間、集荷業務を停止するという強い内容。事実上の死刑宣告。
- ・ 違反内容の「卸売市場法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき発出した、業務及び会計並びに財務に関する改善措置をとるべき旨の命令の不履行」とは具体的にどういうことか。

（西藤総合食料局長）

- ・ 「岩果」は、生産者等から委託を受けて農産物を販売するが、単価、数量、金額等の数字の異なる 2 種類の売買仕切書を作成し、その一方を出荷者に送付していた。出荷者に対する未払いが存在する可能性があることから、関係出荷者に取引内容を改めて通知し、未払い金の有無の確認を求め、請求があった場合は支払うよう、本年 7 月に市場法第 51 条第 3 項の規定に基づき、業務に関する改善命令を行った。
- ・ また、同社は財務の状況が市場法に定める財務基準、流動負債に対する流動資産の割合が 1 を超えることとする流動比率の基準を満たさないことから、財務の健全性を確保するための合理的な経営改善計画を作成し、直ちに実行するよう本年 7 月、市場法第 51 条第 2 項の規定に基づき、改善措置を命じた。
- ・ これらの履行状況が十分でないと判断し、今回の措置に至った。

（平野議員）

- ・ 今の話からすると、卸売業者が出荷者から青果物を預かり、せりにかけたところ、キロ当たり 150 円で落とされた。これを出荷者には 140 円だったと偽って報告し、140 円しか支払われなかった。そういう疑いがあったというように理解する。通常、こうした行為は業界用語で「減仕切り」「増仕切り」というようだが、これらについて説明されたい。

（西藤総合食料局長）

- ・ 卸売業者は、委託の場合、取引された数量、単価を「販売原票」に記載し、その取引内容を出荷者に送付する。これを「売買仕切書」といい、販売原票の取

引内容を転記した上で、卸売業者の販売手数料のほか、運賃、通信費等を記載し、出荷者に送付し、それを支払うことになる。委託の場合、現実の販売原票と売買仕切書は同じ金額が記載される。販売原票に基づく金額よりも低い金額を仕切書に記載し、その差額を利益とする、手元に留保することを「減仕切り」という。逆に、販売金額よりも高い金額を売買仕切書に記載し、出荷者に利益を与えることを「増仕切り」という。有力な出荷者に対し、その出荷を確保するため、出荷者にメリットがあるように行われることと承知している。

(平野議員)

- ・ 「岩果」に仕切書の改ざんの実態があった疑いが非常に強い。それによって今回の処分を行った。そういう理解でよいか。
- ・ また、同社は1993年(平成5年)、平成4年度に一度処分を受けている。そのときの経過、事実関係についても説明されたい。

(西藤総合食料局長)

- ・ 今回の件は、「岩果」は販売代金の売買仕切書の作成に当たり、一部の取引において、概観するとこの2年半の取引のうち全体の3分の1程度に当たるものについて、販売原票と記載内容の一致するもの、しないものの2種類が作成されていた。これの事実関係の確認を求めてきた。
- ・ 1993年にも「岩果」に対して処分が行われているが、これは開設者である盛岡市が平成4年度、開設者として検査を実施し、実際の販売金額と異なる金額が記載された不適切な売買仕切書の作成が行われていることが確認された。このため、開設者である盛岡市が同社に対して2日間の卸売業務の停止処分、具体的には近在野菜と近在果実の部分的ではあるが、2日間の卸売業務の停止処分を行ったと承知している。

(平野議員)

- ・ 通告していないことだが、このときも仕切書の改ざんではなかったかと思うが2日間というのは今回の処置に比べて随分軽い感じがする。これはなぜか。通告していないので、今分からなければ後日の回答でよい。

(西藤総合食料局長)

- ・ 当時の細かな点までははっきりしないが、同社から改善措置が講じられた旨の報告があり、その事実を確認し、そのような処置を行ったと承知している。

(平野議員)

- ・ 仕切書の改ざんは、その時点では業務改善命令のとおり実行されたということ

が確認されたので、2日間の処分だったという説明の趣旨と理解する。

- ・ しかし、考えようによっては、仕切書の改ざんは、その後も続けられていたのではないかという感じがする。誰が仕切書の検査をしたのかという問題はあるが、その質問の前に、検査における国の役割、さらに開設者、あるいは岩手県の役割は法律上、どのようになっているのかを確認しておきたい。

(西藤総合食料局長)

- ・ 中央卸売市場の卸売業者に対する検査についてであるが、今回の「岩果」に関しては、市場法第48条の規定に基づき、農林水産省及び開設者である盛岡市が検査を実施している。
- ・ 農林水産省の検査体制は、本省の中央卸売市場検査官5名、地方農政局の検査官7名の計12名を中心に、本省と地方農政局の市場業務担当職員を検査官発令し、30名がそれぞれ補助する態勢で検査を実施している。
- ・ 中央卸売市場の卸売業者は全国に273業者あり、年間40社の検査を実施している。国が直接立ち入り検査に入るのは、6～7年に1回というのが実状だ。
- ・ 開設者である地方公共団体では、同様の規定による検査担当職員により、年間約130業者について、つまり各社1～2年に1回、開設者による立ち入り検査を受けている状況だ。

(平野議員)

- ・ 開設者は2年に1回検査を行っているが、これまで仕切り書の改ざんの事実を見つけることができなかったということではよろしいか。

(西藤総合食料局長)

- ・ 先に平成4年度の処分の状況について述べたが、その後、平成6年、6年以降は開設者により、平成7年10月、平成10年1、2月、平成11年2月、「岩果」に対する検査を実施している。その際の検査においては、売買仕切書の作成に関する不正行為は認められなかったと報告を受けている。

(平野議員)

- ・ 今回、国の検査で見つかった仕切書の改ざんの期間はどのぐらいの期間か。11年以降のものか、11年以前も含まれるのか。

(西藤総合食料局長)

- ・ 今回の市場法に基づく立ち入り検査は、13年9月に実施した。その際、売買仕切の状況について、1日の事例を確認したところ、おかしな事例が見つかったので遡って整理をし、当省で承知しているところでは、平成11年4月以降の

ものであったと承知している。

(平野議員)

- ・ 今回の件は、仮に買付だとすれば問題は発生しない。卸売業者が出荷者から買付して、契約の条件に基づいて支払えばよい。しかし、委託ということであれば仕切書の改ざんという問題が出てくる。
- ・ 新聞報道等によると「岩果」は、買付であったと言い張っている。買付か委託かという判断はそんなに時間がかかるものなのか。
- ・ 出荷者・生産者にとっては非常に重要な問題だ。どういう値段で自分の商品が売れたのか、出荷の段階で把握していなければならないはずだ。しかし、今回の検査では、13年に入って、まだ委託なのか、買付なのかがはっきりしていない。どういうことか。

(西藤総合食料局長)

- ・ 中央卸売市場における青果物の取引は、委託の場合と、卸売業者が産地から買付して自らの責任で販売する場合とがある。販売原票そのものには「委託」「買付」の記載がなされている。
- ・ 記載事実だけで整理すると、「岩果」の場合は近年、青果物のうち95%以上は委託で、買付の割合は5%未満という伝票上の処理になっているとの報告を受けている。今回、個別に精査した結果、売買仕切書の3分の1相当が2重整理されていた。同社では、これらは表面上、委託として整理しているが、実は買付であったと主張しているのが実態で、その事実関係を売買当事者間で確認することを求めている。しかし、これまでの経緯では「岩果」の場合はほとんどが委託による売買であるとの報告を受けている実状にある。

(平野議員)

- ・ これが、もし本当に委託であれば、重大な問題に発展する。まだ業者が買付だと言い張っているのであれば、一番いいのは、出荷者に確認する、仲卸業者に確認することだ。仲卸業者がいくらで買い取ったか、出荷者にいくら支払われたか、「岩果」を通じて調べるのではなく、両者に、開設者なり、県なり、国なりが直接聞けばすぐ分かることだ。これについてどのように考えるか。

(西藤総合食料局長)

- ・ 今回の取引を含めて、売買そのものが出荷者と卸売業者の当事者間で行われる取引である実状から、国は再三にわたって当事者間の確認を求めている状況にあるが、その確認が十分にできていない状況の中で、今回のこのような処分に至った。

- ・ 今回の処分の経過と内容については、市場の関係者、市場開設者、全国の卸売業者、あるいは出荷者団体を通じて、状況の周知、徹底を図っており、これによって関係者の意識醸成を図っていきたい。
- ・ 当事者の「岩果」に対しては、当然ながら確認の行為、今回の処分において早期の確認と報告を求めている状況にある。

(平野議員)

- ・ もし、委託ということになると、仕切書の改ざんがどのぐらいの期間行われていたか、どれだけの取引で行われていたか。「減仕切り」ということだと、生産者や出荷者が本来受けとるべきお金を受け取らなかったことになる。これを各業者が意図的にやっているのであれば、横領の疑いも出てくる。
- ・ こういったものは、「岩果」を通じて調べるということではなくて、もう少し広範に、迅速に調べることが必要と感じる。
- ・ 農林水産省の肩を持つわけではないが、今回の措置を出すに当たって、何より市場の混乱を防がなければならなかった、受け皿を準備しなければならなかったということで、去年の検査から今日まで、あまり公にせずに進めてきたという事実もある。本格的な調査はこれからと考えるが、最長1年間ということではなく、迅速にやれば結果はすぐ出てくる。
- ・ この件に関しては、まだまだ聞きたいことがあるが、時間となったので、今日はここまでとしたい。

## ○ 卸売市場法（抄）

昭和 46 年 4 月 3 日

法律第 35 号

### （目的）

第 1 条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 （略）

—（略）—

### （開設区域）

第 7 条 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域を、中央卸売市場開設区域（以下この章において「開設区域」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、開設区域を指定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、開設区域の変更について準用する。

### （開設の認可）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体は、農林水産大臣の認可を受けて、開

設区域において中央卸売市場を開設することができる。

- 一 都道府県又は政令で定める数以上の人口を有する市で、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市の区域の全部又は一部を管轄するもの
- 二 中央卸売市場の開設に関する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、前号に掲げる都道府県又は市の一以上が加入し、かつ、当該開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

— (略) —

(卸売業務の許可)

第15条 中央卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、農林水産省令で定める市場（以下この章において単に「市場」という。）及び農林水産省令で定める取扱品目の部類（以下この章において単に「取扱品目の部類」という。）ごとに行なう。

— (略) —

(許可の基準)

第17条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、この法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。
- 三 申請者が、第四十九条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。
- 四 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。
  - イ 破産者で復権を得ないもの
  - ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの
  - ハ 第四十九条第二項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの
  - ニ 第四十九条第二項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの



- 五 申請者が中央卸売市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験を有する者でないとき。
- 六 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第十五条第一項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあつては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について第十九条第一項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないとき。
- 七 業務規程で中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによつて卸売業者の数が当該最高限度を超えることとなるとき。
- 2 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。
- 3 第一項第六号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、農林水産省令で定めるところにより計算するものとする。

（処分の手続）

第18条 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可又は許可の拒否の処分をしようとするときは、開設者の意見を尊重しなければならない。

（純資産額）

- 第19条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、中央卸売市場の業務の規模、卸売の業務を行なう者の数の最高限度その他の事情を考慮して、農林水産大臣が定める。
- 2 農林水産大臣は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行なう取扱品目の部類が二以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つていないことが明らかとなつたときは、当該卸売業者に対し、中央卸売市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 農林水産大臣は、前項の規定による処分の日から起算して六月以内に、当該処分を受けた者から農林水産省令で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となつた旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第二項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があつても農林水産大臣がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に二以上の申出があつたときは、その申出のすべてについて農林水産大臣が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。
- 5 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わな

ればならない。

6 第十七条第三項の規定は、第二項及び第三項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第20条 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎年二回、農林水産大臣に対し、その純資産額を報告しなければならない。

2 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

3 第十七条第三項の規定は、第一項の純資産額について適用する。

— (略) —

(許可の取消し)

第25条 農林水産大臣は、卸売業者が第十七条第一項第二号又は第四号のいずれかに規定する者に該当することとなつたときは、第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、卸売業者が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに第十五条第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に中央卸売市場における卸売の業務を開始しないとき。

二 正当な理由がないのに引き続き一月以上中央卸売市場における卸売の業務を休止したとき。

3 第十九条第五項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

— (略) —

(報告及び検査)

第48条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 開設者は、この法律の施行に必要な限度において、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解してはならない。

(監督処分)

第49条 農林水産大臣は、開設者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該開設者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を指示すること。
- 二 中央卸売市場の開設の認可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて中央卸売市場の業務の全部若しくは一部の停止を指示すること。

2 農林水産大臣は、卸売業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。
- 二 第十五条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 三 その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

3 農林水産大臣は、開設者に対し第一項第一号の規定による処分をしようとするときは、当該開設者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の予告においては、期日、場所及び処分の原因となつた理由を示さなければならない。

5 第三項の意見の聴取に際しては、当該開設者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

6 第十九条第五項の規定は、第二項第二号の規定による許可の取消し又は同項第三号の規定による命令に係る聴聞について準用する。

第50条 開設者は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が業務規程又はこれに基づく処分に違反した場合には、業務規程で定めるところにより、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、十万円以下の過料を科し、又は卸売業者にあつては第一号、仲卸業者にあつては第二号、売買参加者にあつては第三号に掲げる処分をすることができる。

- 一 六月以内の期間を定めて第十五条第一項の許可に係る卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 二 第三十三条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 三 第三十六条第一項に規定する承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて中央卸売市場への入場の停止を命ずること。

(必要な改善措置をとるべき旨の勧告又は命令)

第51条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、中央卸売市場の施設の改善、業務規程の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合
  - 二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合
- 3 農林水産大臣又は開設者は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じ、又は当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 4 開設者は、中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 5 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

— (略) —

○ 卸売市場法施行規則

昭和 46 年 6 月 30 日  
農林省令第 52 号

— (略) —

(市場)

第 1 条の 3 法第 15 条第 2 項の農林水産省令で定める市場は、卸売場、生鮮食料品等の保管所及び積込所、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもつて運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。

(取扱品目の部類)

第 2 条 法第 15 条第 2 項の農林水産省令で定める取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 1 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 2 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 3 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 4 加工食料品部 加工食料品を主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 5 花き部 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

— (略) —

(純資産額回復の申出)

第 5 条 法第 19 条第 3 項の規定による申出をしようとする者は、申出書に別記様式第 2 号の例により作成した純資産額調書を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

(純資産額の定期報告)

第 6 条 法第 20 条第 1 項の規定による報告は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日を計算日として別記様式第 2 号により作成した純資産額調書を提出してしなければならない。

- 2 前項の報告は、当該純資産額調書に係る計算日から 60 日以内にしなければならない。

(財産の状況を記載した書類の提出)

第6条の2 法第20条第2項の規定による財産の状況を記載した書類の提出は、卸売業者（法第15条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）が法第51条第2項各号のいずれかに該当することとなつた場合又はその純資産額が法第19条第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあつては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下つた場合に、農林水産大臣の指示に従い行うものとする。

— (略) —

(流動比率及び自己資本比率の基準等)

第32条の2 法第51条第2項第1号の農林水産省令で定める率は、1とする。

2 法第51条第2項第2号の農林水産省令で定める率は、0.1とする。

3 法第51条第2項第3号の農林水産省令で定める場合は、連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合とする。

(流動資産の合計金額等の計算方法)

第32条の3 法第51条第5項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、第4条第1項第1号に掲げる資産のうち(1)から(18)までに掲げるものの額を合計するものとする。

2 法第51条第5項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、第4条第1項第2号に掲げる負債のうち(1)から(13)までに掲げるものの額を合計するものとする。

3 法第51条第5項の規定により資本の合計金額を計算するときは、資本金の額、法定準備金の額及び剰余金の額の合計から欠損金の額を控除するものとする。

4 法第51条第5項の規定により資本及び負債の合計金額を計算するときは、前号の規定により計算した資本の合計金額に第4条第1項第2号に掲げる負債の額の合計金額を加えるものとする。

— (略) —



農林水産省指令 14 総合第 4261 号

盛岡市羽場 10 地割 100 番地  
株式会社 岩果  
代表取締役社長 森 光平

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項（2 号）の規定により、下記のとおり処分する。

記

1 処分の内容

平成 14 年 11 月 26 日から平成 15 年 11 月 25 日までの間、卸売業務のうち出荷者から卸売のための法第 15 条第 1 項の許可に係る青果物の販売の委託を受け、又は買い受ける業務を停止する。ただし、法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 14 年 7 月 22 日付け農林水産省指令 14 総合第 2288 号によって発出した改善措置をとるべき旨の命令が適切に履行されたと認められる場合には、処分の期間を見直すものとする。

2 処分の理由

法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、業務及び会計並びに財務に関する改善措置を求めたが、これまでの貴社からの報告では適切な対応がなされたと認められないため。

3 教示

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）により、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議の申立てをすることができる。

4 なお、平成 14 年 11 月 26 日前までに既に集荷していた青果物の販売、その代金の回収、仕切金の送付等に係る業務は、継続して行うことができる。

5 また、法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき平成 14 年 7 月 22 日付け農林水産省指令 14 総合第 2288 号によって発出した改善措置をとるべき旨の命令を速やかに実行するとともに、適切に実行した場合には、その結果を開設者を經由して直ちに報告すること。

平成 14 年 11 月 21 日

農林水産大臣 大 島 理 森

